

平成27年第1回市議会定例会は、2月26日から3月17日までの20日間を会期として開かれました。

この議会では、「平成27年度熊谷市一般会計予算などの市長提出議案32件を審議し、31件を原案どおり可決し、1件を同意しました。

また、議員提出議案1件ならびに委員会提出議案3件を原案どおり可決し、さらに請願1件について審議しました。

施政方針等の概要

初日（2月26日）の本会議では、市長から施政方針演説と予算案等の概要説明が次のとおりありました。

「平成27年度は、新熊谷市が誕生して10年の節目の年となる。これまでの歩みを振り返るとともに、本市のさらなる飛躍を目指し、市民の皆様とともに「新たなステージへ」踏み出す一歩となる記念の年としたい。これに先駆け、全国数多くの応募の中から「熊谷市誕生10周年記念ロゴマーク」を決定した。



このロゴマークをシンボルに、市民が一体となるような、さまざまな10周年記念事業を展開していく。

新年度の当初予算は、総合振興計画後期基本計画の基本となる9つの施策に、私の55の政策提言を加え、計画推進のための主要な事業を中心に予算編成した。一般会計は、総額646億円で前年度と比較して43億円の大幅な増の過去最大の予算とした。特別会計等を含む総額は、1,041億4千万円で前年度と比較して68億5,740万4千円の増である。続いて、**主な事業のうち新たな取り組みは、熊谷市誕生10周年記念事業として、本年10月1日に記念式典を開催し、これまで市政にご協力いただいた方々へ感謝の意を表すとともに、親善大使をお招きして記念のシンポジウムを開催する。プレミアム付商品券発行事業として、過去最大の総額24億円のプレミアム付商品券を発行し、より多くの市民の皆様に行き届くよう販売総額を大きくし、利用可能店舗も多くした。**次に、**総合振興計画の施策の**大綱に基づく**主要な事業は、**

「リーディング・プロジェクト」の人口増対策として、市内で親世帯と子世帯が同居または近居し、住宅の新築や購入等をした場合に費用の一部を補助する事業や、新たに本市に居住するために住宅の新築または購入をする40歳未満の方に對して固定資産税および都市計画税の全額を一定期間免除する事業等を実施する。

①『魅力ある郷土をほこれるまち』として、本市の魅力を効果的に発信するため、全国で販売されている「るるぶ埼玉」に本市を特集した小冊子をとじ込む事業等、②『市民と行政が協働するまち』として、「麦王 権田愛三」の業績を小学生に広め、熊谷産小麦の普及促進を図る事業や、立正大学の学生との協働によるバリアフリーマップ作成事業等5つの事業、③『みんなで創る安全なまち』として、地震や洪水が発生した際の危険箇所や、避難方法および避難場所などの防災情報を一冊にまとめたハザードマップを

成し、全世帯に配布する事業、④『だれもが安心して健康に暮らせるまち』として、マウスガードの装着が義務付けられているスポーツのうちラグビーなどを行う学生を対象に作製費用の一部を補助する事業等、⑤『自然の豊かさがあふれるまち』として、別府地区のスマートタウンをはじめ、太陽光発電システムや家庭用燃料電池システム等を備えた住宅を新築または購入した場合に費用の一部を補助する事業、⑥『活力ある産業が育つまち』として、市内の消費拡大と商業の活性化を図るため、市内の登録店を利用できる「熊谷市商品券」を発行し、27年度は敬老祝金等で交付する事業、⑦『便利で快適な人にやさしいまち』として、秩父鉄道の新駅設置に向け、周辺整備を進める佐谷田地区新駅周辺道路整備事業等、⑧『地域に根ざした教育・文化のまち』として、学力日本一を目指す新たな取り組みとして、教員OBや大学生等を指導者

に、中学校内で放課後等を利用し、全中学生を対象に学習支援を行う事業や、全小・中学校に配置している学力向上補助員を増員する事業等、

⑨ 『効率的でわかりやすい行財政』として、平成27年度完了予定の本庁舎の耐震改修工事、また、この工事完了に合わせ、窓口業務のサービソ向上を図るワンストップ総合窓口事業等を実施する。

平成26年度補正予算案は、一般会計において、今後、アセットマネジメント計画に基づく公共施設整備の財源を確保するため、公共施設建設基金に積み立てるほか、債務負担行為として、ラグビーワールドカップ2019開催自治体分担当等を設定する。特別会計においては、決算見込みを勘案した経費の補正を行う。

このほか、一般議案として、教育委員会制度の改正に伴う関係条例、子ども・子育て支援新制度の開始に伴う関係条例等を提案する。

審議の概要

初日（2月26日）の本会議では各特別委員会委員長から各特別委員会における調査結

果が報告、了承された後、本定例会における当初予算案や補正予算案、条例案が提案されました。

3月3日の本会議では条例案や予算案に対する質疑が行われた後、各議案は所管の常任委員会に付託されました。4日には総務文教常任委員会および環境産業常任委員会において、また5日には市民福祉常任委員会および都市建設常任委員会において、付託された議案についてそれぞれ審査が行われました。

最終日（17日）の本会議では、各常任委員長から案件審査の経過および結果が報告され、質疑、討論を行い、全て原案どおり可決し、追加の議員提出議案1件、委員会提出議案3件および市長提出議案3件を原案どおり可決、また、教育委員会教育長の任命について同意し、3月定例会は閉会しました。

各議案の審議結果は次ページの表のとおりです。

妻沼南河原環境施設組合議会議員の補欠選挙

3月17日、松本貢市郎議員が妻沼南河原環境施設組合議会議員に選出されました。

熊谷市議会基本条例を可決

3月定例会3月17日の本会議において、議員提出議案として本条例が提出され、審議の結果、全員の賛成により、本条例を可決しました。（一部を抜粋して紹介します。）

熊谷市議会基本条例（平成27年3月23日公布・施行）

地方議会は、地方分権の時代にあつて、二元代表制の下、地方公共団体の事務執行の監視機能及び立法機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。熊谷市議会は、市民によつて選ばれた市民の代表者である議員で構成し、市民を主体とした参加と協働による自治の実現を基本理念とした熊谷市自治基本条例（平成19年条例第30号）に定める議会の責務に基づき、市民福祉の向上のために活動するものである。

熊谷市議会は、今後も議会の活性化を積極的に推進し、市政に対する市民の意思の反映に全力を尽くすことを決意し、ここに熊谷市議会の最高規範としてこの条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下での熊谷市議会（以下「議会」という。）の役割を踏まえつつ、議会の基本理念、議会運営の原則、議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市政への市民の意思の確な反映及び議会の活性化を図り、もつて市民に開かれた議会、市民にわかりやすい議会を目指すとともに、市民福祉の向上を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、市政における最高の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

（市民の意思の反映）

第6条 議会は、市民の意思を議会活動に反映させることに努めるものとする。

（広報広聴の充実）

第7条 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報広聴手段を活用することにより、市民の議会に対する意識の把握及び市民への情報提供に努めるものとする。

（情報の公開）

第8条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、あらかじめ会議の日程、議題等を市民に周知するとともに、インターネットによる会議の生中継及び録画中継を実施するものとする。

（監視及び評価）

第12条 議会は、市長等の事務の執行が公平かつ適正及び効率的に行われているか監視し、必要があるとき、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、市長等の事務の執行の効果について審議、議決等を通じて評価し、必要があるとき、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

